

佐倉市男女平等参画審議会
令和3年度 第1回会議 会議録

日 時：令和3年8月2日（月）午前10時00分から

会 場：オンライン（Zoom）

出席者：

<審議会委員> 戸村信夫委員、犬塚博委員、土屋庄一郎委員、半谷恵美子委員
遠藤恵子委員、菊池薫子委員、田辺直美委員、田中百合江委員
吉森文男委員

<事務局> 市民部長、自治人権推進課〔課長、担当3名〕、こども家庭課〔1名〕
佐倉市男女平等参画推進センター指定管理者〔2名〕

次第等：

◆議 題

- ・諮問 佐倉市男女平等参画基本計画及び男女平等参画に関する重要事項について
- ・佐倉市男女平等参画基本計画【第4期】の進行管理調査結果（令和2年度）について〔報告〕
- ・多様な性に関する職員（教職員含む）対応ガイドラインの策定について

◆その他

- ・佐倉市男女平等参画推進センター事業について〔報告〕

午前10時00分 開会

【事務局】 ただいまから、佐倉市男女平等参画審議会 令和3年度第1回会議を開催いたします。

まず、冒頭報告がございます。本日は傍聴希望者が1名、待機しています。ここで入室の許可をお願いします。

会議の開催にあたりまして、市民部長より一言ご挨拶申し上げます。

【市民部長】（市民部長挨拶）

【事務局】 これより先の議事進行を、佐倉市男女平等参画推進条例施行規則第5条に基づき、会長にお願いします。

【会長】 本日の出席者は、9名でございますので、10名の半数を超えています。したがって、会議が成立したことを、報告します。

本日の会議の傍聴希望があるとのことなので、傍聴者の入室を許可します。

そして、昨年度の第1回会議で確認しましたが、会議録作成のため、事務局で録

画をしていること、また、要約のかたちで会議録を作成することを、ご了承ください。

それでは、議題、諮問 佐倉市男女平等参画基本計画及び男女平等参画に関する重要事項について、事務局からの説明をお願いします。

【市民部長】 オンラインでの開催ですので、諮問については、諮問内容を読み上げる形で諮問させていただきます。一つ、佐倉市男女平等参画基本計画に位置付けた取組につきまして、より実効性のある施策を推進するため、計画における事業の進行状況（令和2年度分）の総合評価について、ご意見を賜りたく、ご審議くださいますようお願いいたします。二つ、市職員や教職員が、性の多様性について正しく理解し、状況に応じた適切な対応ができるようになることを目指した「多様な性に関する職員（教職員含む）対応ガイドライン」の策定を検討しています。ガイドラインの策定について、ご意見を賜りたく、ご審議くださいますようお願いいたします。以上です。

【会長】 承知しました。つづきまして、佐倉市男女平等参画基本計画【第4期】の進行管理調査結果について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】（資料確認）

男女平等参画審議会では、毎年、男女平等参画基本計画に記載されている各事業の実施状況を評価していただいています。本日は、今年度の評価の流れと、前年度の審議会で決定しました、評価対象となる26の重点事業の令和2年度の実施状況について説明します。

まずは、評価の流れについて説明します。評価の方法については、重点事業の26事業を審議会で評価します。また、重点事業以外の事業については、必要に応じて提言を行います。今後のスケジュールは、まず、本日の審議会での事務局からの事業説明を参考に、事前に送付しました「資料2 佐倉市男女平等参画基本計画【第4期】重点事業進行管理調査結果一覧（令和2年度分）（委員質問・意見用）」に期日までに事業担当課への質問・意見等を記入し、事務局へ返送をお願いします。次に、事務局から事業担当課への質問・意見及び事業担当課からの回答を記載した「佐倉市男女平等参画基本計画【第4期】重点事業調査結果一覧表（各委員評価用）」を、9月下旬頃に送付します。評価基準にしたがって評価を行い、10月中旬頃に事務局へ返送をお願いします。事務局で評価結果を集計し、その資料をもとに、

11月頃開催予定の第2回の審議会で、審議会として重点事業の総合評価を決定していただきます。最後に、調査結果及び重点事業の総合評価を1月頃に開催される佐倉市人権施策・男女平等参画施策推進会議で、報告します。その後、事業担当課及び全庁に、審議会で決定した評価結果をフィードバックします。2月頃に調査結果及び重点事業の総合評価を市政資料室や市ホームページで市民に公表する予定です。

【会長】 今の説明について、質問がありましたら、お願いします。

[質疑なし]

【会長】 続いて、重点事業の実施状況について、事務局より説明をお願いします。

【事務局】 令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業の実施を検討していたものの、中止となってしまったものがいくつかございます。こちらの事業については、今回の評価対象からは除外しますのでよろしく申し上げます。

基本目標Ⅰ人権の尊重です。人権の尊重は、男女平等参画を進めるうえで、基盤となるもので、性別による固定的な役割分担意識の解消・DVの防止・あらゆるハラスメントの防止などの取組みがより一層求められています。このような背景を踏まえ、性差別と人権侵害を許さない社会づくりを進めるとともに、あらゆる場における男女平等教育・学習の推進をはかることを掲げています。

事業No.1、人権尊重についての広報・啓発です。人権啓発パンフレットの配布や講演会、学習会等を開催しています。所管は自治人権推進課です。毎年開催してきました人権に関するイベントである「さくらヒューマントーク」や市内小学生を対象とした「人権教室」、「人権デリバリー事業」は新型コロナウイルス感染症の影響で中止となりましたが、人権週間に合わせて広報番組で人権啓発番組を放送しました。

事業No.12、セクハラ、DVに関する情報提供です。所管は自治人権推進課とこども家庭課です。自治人権推進課では、所管施設である佐倉市男女平等参画推進センターにおけるセクハラ、DVに関する展示物や関連図書の貸し出し、啓発活動等を中心に行っています。こども家庭課は、実際に市民からのDV被害に関する相談を受理し、保護の支援までを行う部署です。支援に加えて、啓発リーフレットの自治会回覧や公共施設での配架等の情報提供も行っています。

事業No.15、DV被害者に接する関係職員への研修機会の提供です。DV被害者に接

する関係職員に対して、被害者の人権等に十分な配慮がなされるよう、研修機会の提供を行います。所管課はこども家庭課です。こども家庭課は、実際に市民からの相談を受ける部署ですので、職員に高い対応スキルが求められています。外部研修に積極的に参加し、研修内容については、関係職員等への周知も行っています。また、DV被害が疑われる市民を職員が発見した際に適切に対応できるよう、こども家庭課・障害福祉課・高齢者福祉課合同で研修を実施するなど、職員のスキルアップを積極的に図っています。

事業 No. 19、市の相談機能及び関係機関との連携の強化です。地域包括支援センター、民生委員・児童委員、主任児童委員と連携し、各世代及びニーズに応じた相談を行います。所管は高齢者福祉課とこども家庭課です。高齢者の虐待等に関する相談については、高齢者の相談窓口である地域包括支援センターや高齢者福祉課が対応し見守り支援を行っています。高齢者以外の虐待等については、こども家庭課や関係各課が連携をして対応しています。

事業 No. 20、緊急保護等を求める家庭内等暴力被害者の支援です。DV及び児童虐待を担当するこども家庭課、高齢者虐待を担当する高齢者福祉課、障害者虐待を担当する障害福祉課が所管となっています。関係各課・機関が密に連携して支援を行っています。

事業 No. 26、被害者の早期発見に向けた機関の連携です。所管は高齢者福祉課、障害福祉課、母子保健課です。母子保健などの保健事業や、要介護認定、障害程度区分認定調査において、家庭内暴力等被害者を早期に発見し、相談機関につなげていくとしています。

事業 No. 30、男性の育児や介護に関する情報と学習機会の提供です。男女が共に育児や介護にかかわることの重要性について理解を深め、男性の積極的な参加をうながすための情報や学習機会の提供を行います。女性が担うことが多いといわれている育児や介護について、性別にかかわらず共に参加を促すための学習機会を提供しています。所管は、高齢者福祉課、こども保育課、母子保健課です。高齢者福祉課では認知症サポーター養成講座を毎年開催しており、令和2年度は参加者全体の約4割が男性でした。また、地域包括支援センターでも、介護者教室等の講座を実施し、参加者全体の約3割が男性でした。こども保育課では子育て講座を開催し、在宅勤務の影響か平日開催でしたが、男性の参加もありました。母子保健課では、夫

婦で参加するパパママクラスの開催や、男女が育児に関わることへの理解を促す情報提供を行っています。

事業 No. 31、固定的な性別役割分担意識や慣行の見直しの促進です。「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識や慣行を見直し、男女が共に参画して社会づくりを進める意識の浸透を図るための情報や学習機会の提供を行っています。所管は、自治人権推進課と各公民館です。自治人権推進課が所管する男女平等参画推進センターと自治人権推進課において、固定的性別役割分担意識に関する講演会・講座を2回開催しました。また、こうほう佐倉の一面に固定的性別役割分担意識解消の必要性について掲載しました。次に各公民館ですが、固定的な性別役割分担意識解消を主な目的とした事業を実施するのは困難ですが、各公民館が規模・設備にあわせ、男性の家庭参加や役割分担意識の見直しにつながる講座等を開催しています。しかし、令和2年度については、志津公民館以外は新型コロナウイルス感染症の影響により事業が中止となりました。

事業 No. 43、学校教育における男女平等教育の推進です。男女平等参画意識の形成やジェンダーにとらわれない男女を育成するため、男女平等の視点に立った教育を進めるとしています。所管は指導課です。子どもたちが学校教育活動全般を通して、人権意識・人権感覚を養い、男女平等という考え方を理解するとともに、個を尊重し合い、共に協力し合おうとする態度を育成しました。記述のとおり、複数の科目で男女平等について触れており、男女がともに協力していく大切さについて考えるようにしています。

事業 No. 46、学校と家庭、地域との連携です。PTA 活動等を活用し、家庭や地域と連携して、男女平等参画の醸成を図るとしています。こちらも所管は指導課です。学校での男女平等参画についての指導内容を家庭に伝えることにより、学校と家庭、地域が連携した男女平等参画推進につなげていきました。

【会長】 基本目標 I 人権の尊重の事業について、ご質問がありましたら、お願いします。

【委員】 11 頁で確認をしたいのですが、実施状況の説明の欄の実施内容や改善した点という説明がありまして、一番最後の行ですが、参加者延べ 67 人とあるところの日程が、令和3年2月17日から令和3年3月10日の約1か月の期間になっていますけど、これは誤りではないでしょうか。

【事務局】 こちらの記載ですが、全庁のイントラネットを活用しまして、その期間内に職員が受講するようというところで、期間を設けて実施を図ったというところですので、間違いではございません。

【会長】 他にご意見や質問はありますか。

[質疑なし]

【会長】 続いて、基本目標Ⅱあらゆる場への男女平等参画の推進に移ります。事務局から説明をお願いします。

【事務局】 基本目標Ⅱは、あらゆる場への男女平等参画の推進です。男女平等参画社会の形成には、個性や能力を発揮できる社会の実現が求められています。その実現のためには、男女が共に家庭的責任、地域活動への参加などをそれぞれの状況に応じて両立し、個人が生き方を自由に選択できる環境づくりが必要です。しかし、依然として男性は仕事、女性は家事や育児といった固定的性別役割分担意識が根強く残っているため、ワーク・ライフ・バランスを支援する社会環境づくりを進めていく必要があります。社会全体が固定的性別役割分担意識や女性に対する偏見をなくし、女性の存在や能力を正しく認識し、男女が対等に意見を反映できるような社会づくりを推進していきます。

事業No.52、各種審議会・委員会等の女性委員比率の向上です。女性委員の登用率の向上に向けて、女性委員のいない審議会などの解消を進めるなど、関係部署への周知を図り、目標比率35%の達成を目指します。所管は行政管理課と自治人権推進課です。令和2年度では、女性委員比率は26.6%で、前年度より1.6%低下しました。目標値である35%達成のため、今後も啓発を続けていく必要があります。

事業No.56、事業所や各種団体等への男女平等意識の醸成です。男女平等参画社会に関する情報を提供し、男女平等意識の醸成を図ります。所管は自治人権推進課です。講師派遣事業では、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、少人数でも利用可能とし、オンライン講座も対象とするなど、より多くの団体・企業に利用してもらえるようにしました。周知のため、商工会議所やミウズ・市民公益活動サポートセンターにチラシを配布しました。

事業No.61、市管理職への女性登用推進です。性別にかかわらず、適切な人事管理を行う中で、女性の管理職への登用を促進します。所管は人事課です。能力に応じて職員配置を行い、女性管理職の積極的登用に努めました。その結果、令和2年度

では、管理的地位にある女性職員の割合 16%になり、女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画に掲げる目標値を達成しました。

事業No.64、多様な働き方ができる環境の整備です。スマートオフィスプレイスを通じて、多様な働き方ができる環境の整備を行います。所管は産業振興課です。スマートオフィスプレイスでは、新型コロナウイルス感染症の影響により、リモートワークを行う市民が前年度と比べて飛躍的に伸びました。また、一時保育サービスを行っており、子育て世代が自宅近くでも仕事ができるような環境の整備をしました。

事業 No. 66、事業所等へのワーク・ライフ・バランス意識の普及・啓発です。所管は産業振興課です。商工会議所等関係機関に対し、テレワーク推進の協力依頼を行いました。

事業 No. 68、女性の職業能力開発の支援です。就労を希望する女性の職業能力を高めるための支援に関する情報提供を行うとしています。こちらも、所管は産業振興課です。令和2年度は、千葉県ジョブサポートセンターや近隣市町村との共催で女性向け再就職支援セミナーを開催しました。アンケートでは、満足度が96%で参加者の満足度は高かったようです。

事業 No. 69、就業相談事業の支援です。広報紙等を利用し、定期的に就業相談窓口情報を提供するとともに、関係機関との連携を図りながら、女性の就職・再就職等のための相談事業の支援を行うとしています。こちらも、所管は産業振興課です。ミレニアムセンター佐倉内に地域職業相談室を設置し、こうほう佐倉に利用案内を掲載しました。また、就職支援の就業に関する各種機関を紹介するなど、随時情報提供を行いました。

事業No.74、農業従事者を対象に、男女平等参画を実現するための研修会等の開催です。農業における男女平等参画実現を目指し、研修会等を開催します。所管は農政課です。新型コロナウイルス感染症の影響により、会議や訪問説明については中止・自粛となり事業の実施はできませんでした。

事業 No. 82、家庭における男女平等参画意識の浸透を図るための学習機会や情報の提供です。男女が共に助け合い、ワーク・ライフ・バランスがとれた社会づくりへの意識向上のため、情報提供を行うとしています。所管は自治人権推進課です。令和2年度は、男女平等参画推進センターにおいて、人生100年時代をどう生きる

か、ジェンダーにとらわれない生き方をテーマにした講座を開催しました。自治人権推進課では、多様な視点からの防災をテーマにした講座を開催しました。

事業 No. 84、保育サービス等の充実です。仕事と子育ての両立を支援し、安心して働くには、多様な保育制度の充実が必要です。所管はこども保育課です。乳児保育事業・障害児保育事業・延長保育事業は市内全ての公立・私立保育園で実施済です。また、保育士の質向上のための研修を定期的に行っています。

事業 No. 88、保育施設等の整備、拡充です。保育ニーズに対応するため、保育施設の整備等を行います。所管はこども政策課です。令和2年度は令和3年4月に開園する保育所の施設整備を行いました。結果、令和3年4月時点での待機児童は0人でした。

事業 No. 89、学童保育事業の充実です。日中、保護者がいない児童に対し、学童保育の充実を図ります。所管はこども保育課です。学童保育所は全小学校区に整備され、全学年の受け入れ態勢が整っています。

事業 No. 94、地域活動における女性リーダーの育成です。女性のエンパワーメント講座の開催など、地域活動における女性リーダー育成に努めます。所管は自治人権推進課です。毎年行っている男女平等参画講座で、講師が女性の少ない職場で自分の居場所を作るためにどのような取り組みを行ってきたか等についてお話をいただきました。

事業 No. 101、市民参加による男女平等参画事業の充実です。市民や団体との協力、協働により実施することで、男女平等参画の推進を図ります。所管は自治人権推進課です。ミウズ登録団体との協働企画であるミウズ☆フェスティバル2020を、男女共同参画週間に開催する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となり、事業の実施ができませんでした。

【会長】 基本目標Ⅱあらゆる場への男女平等参画の推進の事業について、ご質問がありましたら、お願いします。

[質疑なし]

【会長】 続いて、基本目標Ⅲ安心した暮らせるまちづくりと基本目標Ⅳ推進体制の整備・充実に移ります。事務局から説明をお願いします。

【事務局】 基本目標Ⅲは、安心して暮らせるまちづくりです。一人ひとりが、生涯を通じて心身ともに健康で生き生きと暮らしていくことは、男女平等参画社会づくりを

実現していくうえで、とても重要なことです。そのために、年代や個々の健康状態に応じた健康教育や健康相談が受けられる環境整備はもちろん、性の違いによる的確な医療である性差医療という考え方もある中で、様々なケースに配慮した医療、保健への対応が必要になっています。このようなことから、安全に子どもを産み、育てていく環境の整備や高齢者、障害を持つ人への福祉の充実、生きがいを持てる学習機会や情報の提供など進めています。

事業No.119、高齢者が孤立しない地域ネットワークづくりの支援です。高齢期を豊かに過ごすために、一人ひとりが生きがいを持ち続けるとともに、孤立することのないよう異世代や地域との交流活動を支援します。所管は高齢者福祉課と各公民館です。高齢者福祉課では、まちづくり協議会との共催で、認知症の疑いのある高齢者が行方不明と想定し、発見時に適切に声かけをするための「認知症高齢者声かけ訓練」を実施しました。公民館では、市民カレッジやコミュニティカレッジは新型コロナウイルス感染症の影響により中止となりましたが、各公民館独自のイベント等を開催し、高齢者の学習機会の提供と生きがいづくり、仲間づくりの場を提供しました。各公民館で人口や地域性の違いもあり、事業規模の差はございますが、講座の開催等をとおし、高齢者の交流の場を提供しています。なお、根郷公民館と臼井公民館については、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業実施ができませんでした。

続いて、基本目標IV推進体制の整備・充実です。男女平等参画を推進していくためには、市民や事業所などが協働して取組みをしていく必要があります。そのためには、庁内の推進体制の強化を図り、職員一人ひとりが男女平等参画意識をもって、各施策や事業にあたることが求められます。このことから、国や県、近隣市町村をはじめとした関係機関と連携した取組みを進めるとともに、男女平等参画推進センターの機能の充実を図りながら、男女平等参画社会づくりを着実にすすめるための事業を実施します。

事業No.129、市職員への意識啓発です。男女平等参画の視点に立って施策を推進できるよう、職員の意識度合いを把握します。所管は、自治人権推進課です。毎年、職員向けに、人権・男女平等参画に関するアンケート&自己点検を実施し、男女平等参画に関する用語の認知度、男女平等参画についての職員の意識度合いを把握すると同時に、意識づけを図っております。令和2年度は、質問項目を見直し、新たに障害者差別解消法、DV、性の多様性に関する質問を追加しました。

【会長】 基本目標Ⅲ安心した暮らせるまちづくりと基本目標Ⅳ推進体制の整備・充実について、ご質問がありましたら、お願いします。

[質疑なし]

【会長】 続いて、今後の流れについて、事務局から説明をお願いします。

【事務局】 評価前の事業担当課への質問・ご意見出しをお願いします。質問・ご意見の有無に関わらず、期日までに返送をお願いします。

【会長】 事務局の説明について、質問がありましたら、お願いします。

私から質問させていただいていいですか。

今回の資料2の様式は、このまま様式を各担当のところに出して、担当課が書いたということによろしいのですね。

【事務局】 調査結果につきましては、各担当課が回答しています。

【会長】 チェックリスト、それから備考欄が右の頁の一番上にありますよね。チェックリストは、丸っていうのはできましたよということだと思うのですが、備考欄があるじゃないですか。その備考欄っていうのは、どういうことが想定されていたのですか。どこも書いていないので。

【事務局】 備考欄は何か担当課でチェックリストに丸をつけるにあたって、伝えたいことがあれば、書くところなので、ない場合に基本的には空欄、もし何か伝えたいことがあれば記入します。

【会長】 せっかく欄があるので、何か一言でも、丸のところは達成できたというところでしょうけれども、丸がついていないところは、どういうところが、とかの何か一言あると、もっと我々としては評価しやすいのではないかな、もったいないなって感じですね。活用されていないのが。

【事務局】 来年以降、所管課にお願いする際に、何かあれば積極的に書いてもらえるように各依頼していきたいと思います。

【会長】 他にご意見はありますか。

[質疑なし]

【会長】 続いて、多様な性に関する職員（教職員含む）対応ガイドラインの策定について、説明をお願いします。

【事務局】 佐倉市では現在多様な性に関する職員（教職員含む）対応ガイドラインの策定を検討しています。近年、多様性社会の重要性が認識されてきている中で、

性の多様性については、メディアを通じて、徐々に世間の関心が高まっているものの、依然として社会の理解が低い状況にあることを、市としても課題として認識しています。本日の会議で事務局からの説明後、事前に送付しましたアンケート用紙にて、ご意見をいただきたいと考えています。ご意見の内容としましては、ガイドラインの内容というよりも、現段階では策定することについて、ご意見いただきたいと思っています。

多様な性に関する職員（教職員含む）対応ガイドラインとは何かということですが、簡単に申し上げますと、多様な性のあり方について市職員や教職員の考え方、当事者と接する際の心構えをまとめたものになります。法律で策定義務が定められていたり、国から作りなさいと言われているわけではないので、自治体の判断で作成することになります。なお、千葉県内では、千葉市が先駆けとなり、習志野市、船橋市、松戸市、浦安市が策定しています。その他、現在市川市や柏市が、策定中であるということで、主に人口が佐倉市と同等かそれ以上の自治体で策定する動きというのが見られています。次に、策定する目的ですが、本ガイドラインは市職員や教職員が多様な性のあり方について、理解を深め、当事者の人々に対する適切な配慮、対応を身に着けることを目的とします。また、その先の目標として、理解するにとどまらず、各課が所管事業の際に、当事者の方へどのような配慮、対応ができるかというような意識をもって実際に行動できるようになることで、その結果、市民サービスの向上であったり、全ての職員が生き生きと働ける職場を実現することを目指します。次にガイドラインの内容ですが、性の多様性という問題については、考え方であったり、当事者と接する際の心構えというのは、自治体によって異なることではなく、例えば、佐倉市と成田市で対応の仕方が180度異なるという性質のものではありませんので、既に策定している自治体のガイドラインを参考にしても内容はほとんど似通ったものとなっています。具体的に申し上げますと、性の多様性に関する基礎知識、用語の説明等があり、その他に市民等への対応や職場における対応、学校における対応、あとは相談窓口です。佐倉市では独自には相談窓口の開設はしておりませんが、弁護士会であったり、県で行っている相談の案内という形で記載されています。

佐倉市が策定する理由です。ガイドラインの策定というのは義務付けられているものではありません。なぜ佐倉市が策定するのかという点について説明します。ま

ず前提として、佐倉市は平成9年に宣言した人権尊重・人権擁護都市宣言の趣旨にのっとり、性の多様性の理解・促進についても人権課題の一つとして積極的に取り組んできた自治体であるということがあります。これまでも、職員向けの自己アンケートであったり、当事者の方をお招きして職員研修を行うなど、啓発を行ってきました。あとは、今このタイミングで策定に動き出したという背景ですが、国会でLGBT法案の議論が行われるなど、世間の関心が高まっているという社会背景はもちろんです。実際に昨年度から、市民の方から性の多様性に関するご意見をいただくことが増えた、ということも今回策定に動き出すきっかけの一つとなっています。策定期間ですが、令和4年度中の策定を目指したいと考えています。策定については、男女平等参画審議会でご意見いただいて審議する他に、内部の機関である人権施策・男女平等参画施策推進会議という会議の審議も経て、また当事者の方からもきちんとご意見をいただいたうえで、策定できればと考えています。

【会長】 事務局からの説明について、ご質問がありましたら、お願いします。

【委員】 このガイドラインの策定についてですね、実際に、これを策定するにあたって、何か問題があったとか、そういうのが過去に事例として何か佐倉市でこういう問題があったとかっていうのはありますか。

【事務局】 私が把握している中では、問題になったという情報は、特にありません。

【委員】 少し漠然としているので、世の中でLGBTがすごく今活字としてよく見ますが、具体的にどういうのが、身近なところで私もそういう人と会った経験がないので、実際にそういうまあ事例があったりすると非常にわかりやすいのかなと思います。だから今回のアンケートも返事をするのが結構難しいなと実は思っているところです。だからアンケートのQ1の理解が進んでいるは、これは正直いってわからないというか、ガイドラインの策定というのは全般的にみて必要なのかなと思いますが、今のような回答をいただくと、佐倉市でどういう具合に理解が進んでいるのかというのは測るところがなく、少し困ったなというところです。

【事務局】 LGBTの方は、公表している方、していない方がいるので、実際に、例えば、職員だったり、市民対応の場だったり、職場に実はいるけれども、自分は接したことがないという感覚もあると思いますし、非常に難しい部分だと思います。あと、社会全体の中で佐倉市におけるという書き方をしたのは、社会全体の中で、例

えば地域によって理解が進んでいるとか、取組みが進んでいる、進んでいないという差もあると思いましたが、あえてこういう書き方をさせていただきました。

【委員】 要するに、具体的に言えば、例えばトイレの問題だとかですね、そういったものが非常に一番わかりやすい。尺度として、そんなものがあるのかなと思ったりしたので、そういったことを聞いたことがありますか。トイレを男女で、要するに共用で、公共施設の中ですね、そういうのがあれば、かなり進んでいるなど、理解はできますが。事例として公共施設でそういったところはないですね。

【事務局】 今はないと思います。

【委員】 ガイドラインの名前の案というものはあるのでしょうか。その中にLGBTが明確に書かれるのかどうか、そこを知りたいです。

【事務局】 ガイドラインの題名については、具体的に検討はしていません。LGBTという言葉を入れた方がわかりやすいのかという、確かにそういうところもあると思いますので、これからそこは詰めていきたいと思っています。

【委員】 令和4年度ということは、2年間かけてガイドラインを作るという計画になります。ガイドラインとしては策定期間が長すぎるような気がします、単にガイドラインを作るだけではなくて、その下地になるものをどれだけ築いていくかということも含めての期間という理解でよろしいでしょうか。

【事務局】 それもありますし、先ほど申し上げたとおり策定する、しないというところが自治体の判断になるので、そこを慎重に審議会で議論していただいたり、内部でもう一度話をしたり、作り始める前の段階で少し時間をとって、令和4年度中って書いてありますが、もちろん、令和4年度の早い段階で作ることができればと、現段階では考えています。

【委員】 策定するかしないかも含めての討議がされるとの話でしたが、それはどこで協議されて、どこが最終的に決めるのでしょうか。

【事務局】 協議に関しては、この審議会の場と、市役所内部の管理職で構成されている人権に関する会議があるので、そこでも議論して、自治人権推進課で最終的に決定することになります。

【委員】 ガイドラインの策定というのは、議会に諮るとかそういうことはないのですか。

【事務局】 ガイドラインは、法制化とか条例に基づくものではありませんので、議

会の同意なりというのは、基本的に必要ないものと承知しております。

【委員】 私は、むしろ令和4年度中の策定ができるのだろうか。短すぎるのではないかというような印象もありました。人権教育はずっと審議会の中で話題になっていて、中々人権教育自体がうまく進んでいるのかどうか心配な中で、ガイドラインが決まったとしても、もしかしたら、かなりその後で改定とか検討とかが必要になってくるものになるのではないかと。あと、学校とかについても、もしかしたら、呼びかけ以外に、本来悩ましい問題が、多分名簿の問題とかもあります。LGBTと言った時に、同性愛だけが意識されると思いますが、自分のジェンダーを決めつけられたくない、わからないままでして欲しいということや、あと性的指向に関する事とか、それはもう告白などする必要はないと思いますが、無数の色々な、まだ検討された方がいい事項があると思うので、千葉市等の例に基づきながらと思いますが、着手すると、令和4年度中で何か検討ができることというのは、もしかしたら、令和5年とかですね、そのことも意識しながら取り組んでいかれた方がいいことかなと。会議資料を改めて見て、感想として持ちました。議会の同意はなくても、ガイドラインということで、また今度何か、かなり色々な係るところに意見を聞きながら整えていく、手続きが大事になるになるのかなと、少し思いました。

【事務局】 全庁に係ることなので、他の課とも話しながら、特に教育部、学校関係はおっしゃる通り、色々慎重になるところが多いと思うので、そこは密に話しながら、内容については進めようと思っています。

【会長】 他にはありませんか。

[質疑なし]

【会長】 それでは、本日の議事は、これで終了します。進行を事務局に返します。

【事務局】 ありがとうございました。続いて、佐倉市男女平等参画推進センター事業について、指定管理者から報告します。

【男女平等参画推進センター】 (施設事業について説明・報告)

【事務局】 ありがとうございました。以上をもちまして、本日の会議を終了します。

午前 11 時 15 分 閉会